

第二回検討会 議事要旨

「電子自治体の取組みを加速するための検討会」第2回 議事概要

1. 開催日時：平成25年10月16日（水） 11：00～12：30

2. 開催場所：中央合同庁舎2号館総務省10階第1会議室

3. 出席者：

<座長>

大山永昭（東京工業大学像情報工学研究所教授）

<委員>（50音順）

伊駒政弘（財団法人地方自治情報センター研究開発部長）

井堀幹夫（東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員）

佐々木良一（東京電機大学教授）

縄田 聡（埼玉県町村会参事）

<代理出席>

見越 寛（広島県地域政策局地域政策総務課主査）

<総務省>

関 博之（総務省大臣官房地域力創造審議官）

<事務局>

増田直樹（総務省自治行政局地域情報政策室長）

木村恵太郎（総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐）

須藤正喜（総務省自治行政局地域情報政策室課長補佐）

4. 議題

- (1) 委員からの意見について
- (2) 地方公共団体における自治体クラウドの取組み事例について
- (3) 新たな電子自治体推進のための情報化調査の状況について
- (4) 電子自治体の取組みの加速に向けた課題整理について
- (5) 電子自治体の取組みを加速するための指針案について
- (6) その他

(関地域力創造審議官)

この検討会は、電子自治体の取組みを加速するための指針を策定するため、委員の皆様には様々な観点からご議論いただいている。本日は現時点での指針案の検討状況や実態調査の速報値について説明申し上げたい。

総務省では、現在、この検討会を進めながら来年の自治体クラウド関連の予算要求等も行っている。また、先般まで47都道府県を回り、個人番号制度の導入について、地方自治情報センターと協力して説明会を行ったところであり、この説明会の中で個人番号制度の導入を契機とした自治体クラウドの導入について説明をさせていただいている。

個人番号制度・自治体クラウドといった情報システムは市町村、都道府県の業務全般に関わるため、一情報部に留まらず、広く庁内全体で情報共有して頂くようお願いしているところ。

地方公共団体に対し、この検討会での議論を広くお伝えし、取組みが加速していくよう、我々も努力していきたい。

【資料2、5、6、7、8については事務局より説明、資料3、4についてはそれぞれ見越主査、縄田委員より説明。】

(見越主査(土井委員代理))…資料3に基づき説明

広島県における取組みの特徴として、市町の首長によるリーダーシップが取られていること、県が市町の取組みを支援していることが挙げられる。県の支援として、首長への働きかけ、協議における情報提供等を随時行っている。また、自治体クラウドの推進に当たっては、首長、副市長・副町長、各担当課のそれぞれのレベルで協議組織を置くことにより、全庁的に実務的な検討を行うことができた。

(縄田委員)…資料4に基づき説明

埼玉県町村会における自治体クラウドの取組みは、人口規模で3千人程度の村から4万3千人程度の町まで全18団体によるものであり、費用削減効果が大きい基幹系業務システムを中心に自治体クラウドを導入している。

取組みの特徴として、パッケージシステムに業務を合わせカスタマイズを極力なくしたこと、ベンダロックインの回避のため中間標準レイアウトの活用したこと、総務省のガイドラインに沿った災害時における業務継続計画を策定していることが挙げられる。

自治体クラウド導入の効果は、法改正への対応に係る職員負担の大幅な軽減、セキュリティレベルの向上、災害対策、管理運用体制の一元化による職員負担の大幅な軽減などがある。これらを実現したうえで、大幅な経費削減も達成した。

またクラウド化により生み出した資源を個人番号制度への取組みに活用していけることは、資源の少ない町村にとって自治体クラウド導入の大きな効果だと考えている。

(大山座長)

資料7「個人番号制度導入と同時の自治体クラウド構築スケジュールについて」は番号制度に併せた自治体クラウド導入に向けた検討期間等を考慮し、早期にこのスケジュールは地方公共団体へ示していく必要がある。その参考提示することを念頭に置いた上で委員より意見いただきたい。

(井堀委員)

資料5の2ページの経費の実態調査について、一般会計だけでなく特別会計も含むのか。また、「各地方公共団体の各会計に対する情報関係予算比率がどれくらいなのか」、「全国の平均ではどういった比率なのか」について示されると各団体は自団体の率がどの程度か把握できることから、調査されているのであれば、公表したほうがよい。

(事務局)

実態調査の経費の対象については普通会計を対象にしており、特別会計についても含んでいる。仕分けが可能かどうか精査してみる。また、これは速報値であり、どういった形で公表していくかについても委員の方々にもご相談の上考えていきたい。

(井堀委員)

資料5の7ページの情報化計画の策定状況について、「情報化計画を策定していない」という地方公共団体においても、個別の業務計画を見ると情報化を進めるとの記載が多くある。それらは本来、情報化計画に紐付くべきものであるが、情報部門の職員は個別の計画に関わっていないため把握していないことがある。したがって、個別の情報化計画を全体の情報化計画に紐付かせることも重要。

資料6について、自治体クラウドの導入の阻害要因として、個人情報等を外部へ保管すること、あるいは外部のコンピュータへ接続することに対する抵抗感・不安感がある。漠然と「やってはいけないのだ」という感覚が、特に情報部門以外にある。この不安感を払拭することが重要になる。

また、問題意識を持って行動する(できる)地方公共団体では規模にかかわらず情報化の取組みが進んでいるが、そういうところは自治体クラウドではなくて単独で取組む傾向がある。その方が目的を明確に達成できるからと推測できる。自治体クラウドを推進するには、複数の地方公共団体でやるとハードルが高くなるという実態を十分に認識しておくことが必要である。

さらに情報部門だけではなく、企画、行政改革部門及び首長を含めた地方公共団体の経営者らが一体となって取組むことが重要。情報化に関する会議のみならず、例えば市長会、町村会等、全国の様々な会議を活用していくべきと考える。

資料6の7ページについて、パッケージに業務を合わせるということは私も言い続けてきた。ただ、言い過ぎかもしれないが、提供されるソフトがノンカスタマイズでの使用に耐えうる品質であるかという問題がある。実態としては、改修しないとパッケージシステムが利用できないというケースがあるため、システム提供側

にも努力して頂きたい。税の賦課処理などは同規模の地方公共団体でも手順が違っているが、全国レベルでパターン分けして、パッケージに反映させれば、カスタマイズは最小になると考えられる

資料6の8ページについて、行政の閉ざした中でシステムを変えるということではなく、民間のサービスを上手く組込むということがあってもいい。例えば窓口の対応を一部は民間でやっているところもある。そういったところを良いモデルとしてパターン化して示すことができれば共同調達の取組みが進むのではないか。

(佐々木委員)

資料6の11ページのセキュリティ関係について、基本的に自治体クラウドが進んでいき、個人情報を外部に置くとなると、自治体クラウドとしてのセキュリティ対策やプライバシー対策などの問題が出てくるのではないか。総務省はガイドラインのようなものを考えているのか。考えていないようであれば、一般のクラウド事業者向けにはいくつかガイドラインのようなものがあるので、それをベースにセキュリティ対策の見直しをするなどした方がいいのではないか。

資料7について、自治体クラウド構築スケジュールモデルということで、26年度早々からシステム構築する場合(パターン1)と26年度から共同化計画を策定する場合(パターン2)があり、パターン2を見ると、大変詰め込んだスケジュールと思われる。自治体クラウド導入の過程で色々な問題点が出てくるものと考えられる。出来る限りどういう形で短縮化を図るのかをよく詰めておいていかないといけない。

個人番号制度の導入はどこも同じ作業である一方で、旧来のシステムをクラウド化するに当たっては色々なパターンがあり、これをどれくらいパターン化し、パターン化したものが上手く使えるのか、その辺の検討もできればよいのではないか。

(事務局)

ガイドラインというご指摘があったが、総務省において各地方公共団体がセキュリティポリシーを策定するにあたってのガイドラインを作成している。ご指摘のとおり、クラウド化の時代、個人番号制度の導入に合わせてなどへの対応という意味では改訂も含めて、今後、総務省として考えていきたい。

(大山座長)

厚生労働省の話であるが、医療の分野のクラウド化(ASP)について、総務省、経済産業省、厚生労働省で分担したガイドラインがあり、クラウドやASPがどうあるべきか、あるいは通信経路はどうかというがあるので、ガイドラインの改訂に参考になると考えられる。

(伊駒委員)

資料3の広島県の取組みについて、推進会議の体制として副市長や副町長が入る幹事会という組織があるが、これが極めて有効な手段であると考え。市長は選挙で当選された方、副市長あるいは副町長は採用されてから30～40年勤め上げた方々が多数だと考えられ、そういう方が重石になり、全庁的に自治体クラウド導入する際に、現場の抵抗感を一定程度和らげるという役割が非常に大きいと考える。その意味で、広島県の体制

は全国的にみても有効であろうと考えられる。

資料6の8ページの自治体クラウドの調達について、非機能要件の精査とあるが、LASDECでは調達の際の非機能要件について、IPAの提示している236項目の非機能要件から精査を行い、地方公共団体に使っていただけるような非機能要件を来年度の公表を目指し調査研究しているところ。

資料7のシステムの構築のスケジュールについて、住基システムは平成27年3月までの改修ということが先般の個人番号制度に係る全国説明会で提示されており、また、平成27年9月末までは連携テスト、個人番号の付番が予定されている。

したがって、クラウド化によるシステム切り替えの際には、番号制度の導入に係るスケジュールについて十分に留意する必要がある、また、システムを提供される事業者においては個人番号制度における改修にきちんと対応をしていただき、クラウド化をする際にも番号法に基づいた運用をしなければならない。

(井堀委員)

クラウド化により、基幹系の業務システムが新しくなったということだけではなく、役所の中の改革・効率化、また住民サービスの向上がどのように達成されたのかについても目を向けるべき。この指針の中に、クラウド化によって地域の実情に応じた新しい住民サービスが可能となるという点について、具体的なモデル等について検討することは有効であると考ええる。

(大山座長)

資料7については本日の検討会での議論を踏まえ、速やかに地方公共団体に参考提示してよいか。

(全委員)

特に異論なし。

以 上